

対象加算一覧（令和6年度報酬改定に伴うもの）

※各加算に係る届出の必要資料は「必要書類一覧表」を確認してください。

既存の加算は要注意!

※【重要】既存の加算で要件の見直し等がなされている場合は、既に算定している施設・事業所でも、要件を満たさなくなる可能性があります。要件を満たさない状態で、誤った請求をした場合は、返還の対象となります。必ず要件を確認し取得可能か否か改めて判断してください。

サービス・事業名	R6年度報酬改定に係る加算	届出 要否	届出先	備考
横断的事項	処遇改善加算等	○	県	4月15日までに提出すること。
	地域生活支援拠点等	○	県	市町により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所は既に報告済の場合も <b>全事業所提出</b> すること。 <b>提出しない場合は、地域生活支援拠点等として位置づけられていないものとして取扱う。</b> (R6.3.29付けQ&A問3)
	地域生活支援拠点等機能強化加算	○	市町	地域移行、自立生活、地域定着、計画相談、障害児相談
	送迎体制加算（見直し）	○	県	
	緊急時受入加算	○	県	生介、自訓、就労系
	重度障害者支援加算（見直し）	○	県	生介、入所系、GH
	集中的支援加算	-	-	療養、生介、短入、入所、GH、自訓、就労系、児童
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（見直し）	○	県	入所、生介、自訓、就労系、GH
	高次脳機能障害者支援体制加算	○	県	入所、生介、自訓、就労系、自訓
	就労移行支援体制加算（算定方法の見直し）	○	県	生介、自訓、A、B
	食事提供体制加算（要件の見直し）	○	県	生介、自訓、就労系
	障害福祉サービスの体験利用支援加算（要件の見直し）	○	県	生介、自訓
	障害者支援施設等感染対策向上加算	○	県	入所、GH、福祉型見入所
新興感染症等施設療養加算	-	-	入所、GH、福祉型見入所	
訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）	特定事業所加算	○	県	
	有資格者支援加算	-	-	
	外部連携支援加算	-	-	
	入院時支援連携加算	-	-	
生活介護	サービス提供時間ごとの基本報酬	-	-	
	利用定員規模ごとの基本報酬	○	県	
	延長支援加算（見直し）	○	県	
	常勤看護職員等配置加算（区分・要件の見直し）	○	県	
	人員配置体制加算（区分の見直し）	○	県	前年度の平均実利用者数の計算方法が変わるため、全事業所改めて要件の見直しを行ってください。
	入浴支援加算	○	県	
	喀痰吸引等実施加算	-	-	
	栄養スクリーニング加算	-	-	
	栄養改善加算	○	県	
福祉専門職員配置等加算（算定方法の見直し）	○	県		
短期入所	福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型創設	○	県	
	医療的ケア対応支援加算	-	-	
	重度障害児・障害者対応支援加算	-	-	
	医療型短期入所受入前支援加算	-	-	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	リハビリテーション加算（見直し・一部新設） （自立訓練（機能訓練））	○	県若しくは市町	
	ピアサポート実施加算	○	県又は市町	
	個別計画訓練支援加算（見直し）	○	県又は市町	
	日中支援加算（宿泊型）（見直し）	-	-	

対象加算一覧（令和6年度報酬改定に伴うもの）

※各加算に係る届出の必要資料は「必要書類一覧表」を確認してください。

既存の加算は要注意!

※【重要】既存の加算で要件の見直し等がなされている場合は、既に算定している施設・事業所でも、要件を満たさなくなる可能性があります。要件を満たさない状態で、誤った請求をした場合は、返還の対象となります。必ず要件を確認し取得可能か否か改めて判断してください。

サービス・事業名	R6年度報酬改定に係る加算	届出 要否	届出先	備考
就労移行支援	利用定員規模の見直し（就労移行支援）	○	県	変更届にて対応
	支援計画会議実施加算の見直し	-	-	
就労継続支援A型	スコア方式による評価項目の見直し	○	県	
就労継続支援B型	基本報酬の見直し（平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し）	○	県	改定前の要件で算定している事業所及び新規で算定する事業所は、全て改定後の要件での届出が必要。改定後に算定できなくなる場合は、終了の届出が必要。
	目標工賃達成指導員配置加算の見直し	○	県	
	目標工賃達成加算	○	県	
就労定着支援	基本報酬の見直し（就労定着率のみに応じた報酬体系）	○	県	
	地域定着支援連携促進加算の見直し	-	-	
自立生活援助	自立生活援助サービス費（見直し）	○	県	
共同生活援助	自立生活支援加算	○	県	
	退去後共同生活援助サービス費、退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費		-	
	ピアサポート実施加算、退去後ピアサポート実施加算	○	県	
	共同生活援助サービス費（3型とも）（見直し）	○	県	
	個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬（見直し）	○	県	
	人員配置体制加算	○	県	
	日中支援加算（見直し）	-	-	
重度障害者等包括支援	有資格者支援加算	-	-	
	外部連携支援加算	-	-	
施設入所支援（障害者支援施設）	基本報酬の定員区分の見直し	○	県	
	地域移行促進加算II	○	県	
	地域移行支援体制加算	-	-	
	夜間看護体制加算見直し	○	県	
	通院支援加算	○	県	
地域移行支援、地域定着支援	夜勤職員配置体制加算の要件の緩和	○	県	
	地域生活支援拠点等機能強化加算	○	県	
	高次機能障害支援体制加算			

対象加算一覧（令和6年度報酬改定に伴うもの）

※各加算に係る届出の必要資料は「必要書類一覧表」を確認してください。

既存の加算は要注意!

※【重要】既存の加算で要件の見直し等がなされている場合は、既に算定している施設・事業所でも、要件を満たさなくなる可能性があります。要件を満たさない状態で、誤った請求をした場合は、返還の対象となります。必ず要件を確認し取得可能か否か改めて判断してください。

サービス・事業名	R6年度報酬改定に係る加算	届出 要否	届出先	備考
児童発達支援	中核機能強化加算	○	県	市町村が作成する対象事業所リストに掲載されている事業所のみ対象
	中核機能強化事業所加算	○	県	
	児童指導員等加配加算の見直し	○	県	
	専門的支援加算・特別支援加算の見直し	○	県	
	関係機関連携加算の見直し	-	-	
	事業所間連携加算	-	-	市町村がコア連携事業所を定め、当該事業所に取組を依頼
	食事提供体制加算（要件の見直し）	○	県	
	医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し	-	-	市町村による児の判定
	基本報酬の見直し（主として重症心身障害児）	-	-	
	入浴支援加算	○	県	市町村による児の判定(医ケア児・重症児の場合)
	送迎加算の見直し	○	県	市町村による児の判定(医ケア児・重症児の場合)
	共生型サービス医療的ケア児支援加算	○	県	市町村による児の判定(医ケア児)
	強度行動障害児支援加算の見直し	○	県	市町村による児の判定
	集中的支援加算（強度行動障害）	-	-	市町村による児の判定 ※市町村と都道府県が連携して運用
	個別サポート加算（Ⅰ、Ⅱ）の見直し	-	-	市町村による児の判定
	人工内耳装用児支援加算の見直し	○	県	市町村による児の判定
	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	○	県	市町村による児の判定
	家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し	-	-	
	子育てサポート加算	-	-	
	延長支援加算の見直し	○	県	市町村による児の判定(重症児・医ケア児の場合)
保育・教育等移行支援加算の見直し	-	-		
放課後等デイサービス	中核機能強化加算	○	県	市町村が作成する対象事業所リストに掲載されている事業所のみ対象
	中核機能強化事業所加算	○	県	
	児童指導員等加配加算の見直し	○	県	
	専門的支援加算特別支援加算の見直し	○	県	
	関係機関連携加算の見直し	-	-	
	事業所間連携加算	-	-	市町村がコア連携事業所を定め、当該事業所に取組を依頼
	通所自立支援加算	-	-	
	自立サポート加算	-	-	
	医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し	-	-	市町村による児の判定
	基本報酬の見直し（主として重症心身障害児）	-	-	
	入浴支援加算	○	県	市町村による児の判定(医ケア児・重症児)
	送迎加算の見直し	○	県	市町村による児の判定(医ケア児・重症児の場合)
	共生型サービス医療的ケア児支援加算	○	県	市町村による児の判定(医ケア児)
	強度行動障害児支援加算の見直し	○	県	市町村による児の判定
	集中的支援加算（強度行動障害）	-	-	市町村による児の判定
	個別サポート加算（Ⅰ、Ⅱ）の見直し	○	県	市町による児の判定、加算Ⅰのみ県に届出が必要
	個別サポート加算（Ⅲ）	-	-	
	人工内耳装用児支援加算の見直し	○	県	市町村による児の判定
	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	○	県	市町村による児の判定
	家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し	-	-	
	子育てサポート加算	-	-	
	延長支援加算の見直し	○	県	市町村による児の判定(重症児・医ケア児の場合)
	保育教育等移行支援加算の見直し	-	-	
	訪問支援員特別加算の見直し	○	県	
	多職種連携支援加算	○	県	
強度行動障害児支援加算	○	県	市町村による児の判定	
家族支援加算	-	-		
居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員特別加算の見直し	○	県	
	多職種連携支援加算	○	県	
	強度行動障害児支援加算	-	-	市町村による児の判定
	家庭連携加算の見直し（家族支援加算）	-	-	
保育所等訪問支援	関係機関連携加算	-	-	
	訪問支援員特別加算の見直し	○	県	
	多職種連携支援加算	○	県	
	ケアニーズ対応加算	-	-	市町村による児の判定
	強度行動障害児支援加算	-	-	市町村による児の判定
家庭連携加算の見直し（家族支援加算）	-	-		

対象加算一覧（令和6年度報酬改定に伴うもの）

※各加算に係る届出の必要資料は「必要書類一覧表」を確認してください。

既存の加算は要注意!

※【重要】既存の加算で要件の見直し等がなされている場合は、既に算定している施設・事業所でも、要件を満たさなくなる可能性があります。要件を満たさない状態で、誤った請求をした場合は、返還の対象となります。必ず要件を確認し取得可能か否か改めて判断してください。

サービス・事業名	R6年度報酬改定に係る加算	届出 要否	届出先	備考
福祉型障害児入所施設	移行支援関係機関連携加算	-	-	
	体験利用支援加算	-	-	
	職業指導員加算の見直し	○	県	
	小規模グループケア加算の見直し	○	県	
	基本報酬の見直し（利用定員規模別の報酬設定を きめ細かく設定）	○	県	
	強度行動障害児特別支援加算の見直し	○	県	
	要支援児童加算 家族支援加算	- -	- -	
医療型障害児入所施設	移行支援関係機関連携加算	-	-	
	体験利用支援加算	-	-	
	小規模グループケア加算の見直し（サテライト型 を除く）	○	県	
	強度行動障害児特別支援加算の見直し	○	県	
	要支援児童加算 家族支援加算	- -	- -	
	計画相談支援	基本報酬の見直し	-	
主任相談支援専門員配置加算の拡充		○	市町	
地域体制強化共同支援加算の見直し		○	市町	
医療・保育・教育機関等連携体制加算の拡充		-		
入院時情報連携加算の拡充		-		
退院・退所加算の拡充		-		
居宅介護事業所等連携加算、保育教育等移行支援 加算の拡充		-		
要医療児者支援体制加算の見直し		○	市町	
行動障害支援体制加算の見直し		○	市町	
精神障害者支援体制加算の見直し		○	市町	
初回加算の見直し		-		
遠隔地訪問加算		-		
地域生活支援拠点等機能強化加算		○	市町	
地域相談支援（地域移行支 援）	地域生活支援拠点等機能強化加算	○	県	
地域相談支援（地域定着支 援）	地域生活支援拠点等機能強化加算	○	県	
障害児相談支援	基本報酬の見直し	-		
	主任相談支援専門員配置加算の拡充	○	市町	
	地域体制強化共同支援加算の見直し	○	市町	
	医療・保育・教育機関等連携体制加算の拡充	-		
	集中的支援加算	-		
	入院時情報連携加算の拡充	-		
	退院・退所加算の拡充	-		
	居宅介護事業所等連携加算、保育教育等移行支援 加算の拡充	-		
	要医療児者支援体制加算の見直し	○	市町	
	行動障害支援体制加算の見直し	○	市町	
	精神障害者支援体制加算の見直し	○	市町	
	高次脳機能障害者支援体制加算	○	市町	
	初回加算の見直し	-		
遠隔地訪問加算	-			
地域生活支援拠点等機能強化加算	○	市町		

減算一覧（令和6年度報酬改定に伴うもの）

※各加算に係る届出の必要資料は「必要書類一覧表」を確認してください。

※減算となる場合は、①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、②体制等状況一覧表（一覧表：未実施等「（減算）あり」に○を付けたもの）を提出してください。

サービス・事業名	減算	適用開始時期	届出 要否	届出先	備考
横断的事項	・業務継続計画未作成	令和6年4月1日	○	県	【経過措置】 令和7年度までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算を適用しない。 訪問系、自立生活援助、就労定着、計画相談、地域移行、地域定着については、令和7年度までの間減算を適用しない。
	・情報公表未公表減算	令和6年4月1日	○	県	R6.3中に申請していない場合は、R6.4分を減算
	・虐待防止措置未実施減算	令和6年4月1日	○	県	
	・身体拘束廃止未実施減算（見直し）	令和6年4月1日	○	県	
訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）					
生活介護					
短期入所					
自立訓練（機能訓練・生活訓練）					
就労移行支援					
就労継続支援A型					
就労継続支援B型	・短時間利用減算	令和6年4月1日	-	-	対象は「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅳ・Ⅴ・Ⅵを算定）の事業所。 ※「平均賃月額」に応じた報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを算定）の事業所は対象外。
就労定着支援	・支援体制構築未実施減算	令和6年4月1日	○	県	
障害児入所施設					
自立生活援助					
共同生活援助					
重度障害者等包括支援					
障害者支援施設	・地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算	令和8年度	○	県	
地域移行支援、地域定着支援					
児童発達支援	・支援プログラム未公表減算	令和7年4月1日	○	県	
放課後等デイサービス	・支援プログラム未公表減算	令和7年4月1日	○	県	
居宅訪問型児童発達支援	・支援プログラム未公表減算	令和7年4月1日	○	県	
保育所等訪問支援	・自己評価結果等未公表減算	令和7年4月1日	○	県	

※この一覧に関してお気づきの点がございましたら、長崎県障害福祉課（095-895-2455）へご連絡ください。